

第4回東久留米市特別職報酬等審議会 議事録

1 開催日時 令和4年6月27日(月) 午後2時00分～午後2時36分

2 場 所 東久留米市役所 4階 庁議室

3 出席者 東久留米市特別職報酬等審議会

会長 篠宮 朋教

委員 青木 真理

委員 有賀 康明

委員 井田 清治

委員 大山 裕視

委員 名和 卓良

委員 松本 誠一

委員 吉田 利宏

事務局

総務部長 下川 尚孝

総務部総務課長 関 知紀

総務部総務課庶務担当主査 田村 泰宣

総務部総務課庶務担当 高島 恭子

4 議 題 (1) 答申案に対する確認書の取りまとめについて

(2) 答申について

5 配布資料 ・資料 21 「答申案に対する確認書」の取りまとめについて

6 傍聴者 なし

【開 会】

【会長】

それでは、定刻となりましたので、会議を始めさせていただきます。

本日は大変お忙しいところ、また猛暑の中、東久留米市特別職報酬等審議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。この審議会につきましては、4回の開催が予定されておりましたが、本日はいよいよ最終回となる4回目を迎えることとなりましたので、審議会として答申を取りまとめてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより第4回東久留米市特別職報酬等審議会を開会します。

本日は、委員皆様のご出席をいただいておりますので、定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。

それでは事務局より、本会議での議題内容等についてのご説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは私の方から、本会議にかかる議題内容などに関しましてご説明をさせていただきます。なお、本会議は議事録作成のため、会議の内容を録音させていただいておりますのでご承知おきください。

まず本日の議題内容などについてご説明させていただきます。

お手元に配付させていただきました次第のとおり、（1）答申案に対する確認書の取りまとめについて、（2）答申について、以上でございます。

【会長】

本日の議題内容に関して、事務局より説明いただきました。委員の皆様から様々ご意見をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

事務局にお尋ねします。本日、傍聴の方はいらっしゃいますか。

【事務局】

はい、傍聴希望者はいらっしゃいません。

【会長】

それでは事務局から本日の配付資料の確認等をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、配布資料について確認をさせていただきます。

今回は資料を1点ご用意させていただいております。資料21「答申案に対する確認書の取りまとめについて」でございます。なお、答申書案につきましても、机上天にて配布させていただいておりますので、合わせてご確認いただきますようよろしくお願いいたします。配布資料の確認につきましては以上です。

【議題（１）答申案に対する確認書の取りまとめについて】

【会長】

これまで3回の審議会におきまして、委員の皆様よりたくさんの貴重な意見をいただきありがとうございました。

いよいよ今回はそれらの意見を答申として取りまとめていく必要がございます。委員皆様のご協力をよろしく申し上げます。

それでは、次第2、「議題の（１）答申案に対する確認書の取りまとめについて」です。まずは前回からの経緯も含め、答申案に対する確認について、事務局よりご説明をよろしく申し上げます。

【総務課長】

それでは、次第2、「議題（１）答申案に対する確認書の取りまとめについて」ということで、前回からの経緯、答申案に対する確認についてご説明をさせていただきます。前回、第3回となる審議会を5月27日に開催しております。その際に、委員皆様からいただいたご意見を事務局で取りまとめ、今回、第4回の開催前に答申案として皆様に郵送させていただき、ご確認をいただくということで同意をいただいたところでございます。

このことにつきまして、「東久留米市特別職報酬等審議会における答申案の送付および確認書提出依頼について」として、令和4年6月6日に通知をさせていただいたところ、答申案に対する確認書としていくつかご意見をいただきました。ありがとうございました。つきましては、いただいたご意見を、改めて答申案に反映させております。

それではこれより第3回審議会においてご確認いただいた答申案から変更した部分につきまして、お手元に配付しております、資料21「答申案に対する確認書の取りまとめについて」に沿ってご説明をさせていただきますのでよろしくお聞き取りください。

まず、「1 はじめに」の部分で、ページは1ページ目、答申案の方をご覧くださいますとそちらの方のページは1ページ目でございます。10行目でございます。基本的に資料の方に全て抜き出すようにしているところがございますが、もしどちらもということであればそういった形をお願いします。下段の方の記載でございますが、「さらには、世界的に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症への対応、地震や地球温暖化が一因とされる異常気象が引き起こす自然災害への対応、長期化するウクライナ情勢等複雑さを増す国際情勢や、それらが市民生活に及ぼす様々な影響への対応といった課題に対し、市民生活の安全と安心を保障するべく、その地位にある特別職は、こうした国内外の状況への的確な認識を持ち、激動の時代に処して誤ることのない施策の立案、執行が求められている。」と記載をしておりますが、「保障するべく」では意味合いが重すぎるのではないかとといった趣旨のご意見をいただきました。従いましてこちらについては、「守るため」というふうに修正の方をさせていただいております。

次に「4 審議の前提となる状況」の部分でございます。ページは同じく1ページ目の下段でございます。こちらには政府の月例経済報告について記載をしておりますが、6月の答申ということになりますので、直近となる5月発表に変更した方がいいのではないかと

とのご意見をいただきました。記載内容として、若干表現が異なるところはございますが、答申案に影響を及ぼすようなものではないことから、こちらについて、5月発表のものへと記載の方を変更しております。

1枚めくっていただきます。

次に「5 審議での議論」の部分で、ページは3ページ中段でございます。議員報酬を5%減額してきたことについて、下線部分「議員各位」と記載しておりましたが、「議員提案の場合には、特別職報酬等審議会への諮問は条例で求められていない。また、委員それぞれ異なる判断をしたことも考えられ、議会総体の判断として捉えるべき。」とのご意見をいただきました。こちらの部分での記載につきましては、「議員各位」を「議会」へと変更しただけとなります。また議員の、「議員提案の場合には、特別職報酬等審議会への諮問は条例で求められていない」という部分のご指摘につきましては、後ほど「附帯意見」のところで合わせてご説明をさせていただきたく思いますので、次に進ませていただきます。

次も「5 審議での議論」の部分で、ページは4ページの4行目でございます。「全国の各市町村と比較すれば、東久留米市の特別職の報酬は決して安いとは言えない。過去からの経緯を踏まえても減額する余地はあるが、しっかりと職責を果たしてもらうといった期待を込めて、現状維持とすることが望ましい。」と記載しておりましたが、このことについて「減額3名、現状維持5名と意見は拮抗しており、もう少し厳しい表現が望ましいと考える。「過去からの経緯を踏まえても、減額することは十分に考えられるが、現状維持とするならば、各議員はこれまでを上回る職責を果たすべきである。」」との記載に変更してはどうかとのご意見をいただきました。こちらにつきましては、第3回の議論を踏まえすと、減額、現状維持というご意見が拮抗していたという点についてはご指摘のとおりでございましたし、減額すべきというご意見を明確にいただいたところでもございましたので、「余地はあるが」という曖昧な表現から、こちらについては、「全国の各市町村と比較すれば、東久留米市の特別職の報酬は決して安いとは言えない。過去からの経緯も踏まえ減額すべきである。」という形でいただいたご意見をそのままの形で記載をさせていただくことといたしました。その上で、議事録で確認をさせていただき、今後の期待という部分については、「これまでの議論を踏まえれば、特別職の報酬を減額すべきという意見も理解できるが、市の発展のためには、特別職としてさらに力を発揮してもらう必要がある。そういった今後への強い期待を込めて現状維持とすることが妥当である。」といった形で、実際にいただいたご意見をできる限り忠実に記載させていただくことといたしました。

次に「6 結論（特別職報酬等の適正額について）」の部分で、ページは4ページの中段でございます。こちらは、平成15年度からの勧告の推移について、「2.4%しか変動してないことが確認できる。」と記載しておりましたが、客観性に欠けるのではないかとのご意見をいただきましたので、「2.4%の変動幅が確認できる。」との記載に変更いたしました。

次に、「附帯意見」の部分で、ページは6ページの上段でございます。こちらにつきまして、「東久留米市特別職報酬等審議会条例において、「給料の額に関する条例を議会に

提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について、審議会の意見を聞くものとする。」と定められているが、給料の額に関する条例を議会に提出しない場合においても、特別職の特定個人としてではなく、特別職全体に係る成果と報酬額の適正性を担保する観点から、特別職任期中に最低でも一回は審議会の意見を聞くべきであるとの見解を付すものである。」と記載しておりましたが、「条例が、減額を求める際にも適用除外には条文上なっておらず、まず、この点の手続き違反を記述することが、任意的な質問を求める際の前提になるのではないか。また、特別職の任期がそれぞれバラバラになることも考えられ、それぞれの任期中に意見を聞くことまで求める必要はないと思われるので、条例上の義務の名宛人は「市長」であることから、「市長」と記載してはどうか。」とのご意見をいただきました。先ほど、議員提案の場合には、特別職報酬等審議会への諮問は条例で求められていない」という部分のご指摘については「附帯意見のところ」と述べましたが、いただいたご意見について、事務局としてどのように理解したかということについて、改めて三つのポイントからご説明をさせていただきます。

まず一点目、市長が給与の額を改定する場合には、条例上、「給料の額に関する条例を、議会に提出しようとするときは、」とありますので、減額する場合であっても、本来報酬等審議会の意見を聞く必要があるものと考えられます。しかしながら、これまでの審議会でも議論になりましたが、平成15年の審議会以降、審議会の意見を聞くことなく、特別職の報酬の額は変更されてきたところでございます。

なぜそのようなことが起きるのか、というところで二点目でございます。どうしても給料の額を審議会の意見を聞くことなく減額する必要があることが、市政運営上ございます。このような場合は、特例条例による減額という手法がとられることが一般的です。しかしながら、長期間にわたる対応といった場合には、「特例」ではなく、条例を改正することが通常の手続きであると考えられますので、その際には審議会を設置すべきであると考えられます。この部分について、委員皆様からも、これまでの審議会においてご意見をいただいたところであり、手続き違反ではないかといったご指摘もいただいたところでございます。

それと、そのことにつきまして三点目でございます。条例上は、「東久留米市長は、給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について、審議会の意見を聞くものとする。」とされており、平成15年以降の議員報酬等の額に関する条例改正は、議員提案によるものであり、市長によるものではなかったことから、報酬等審議会の意見を聞く必要がなかったという考え方も成立するように考えることができます。こういった整備の中で、委員の皆様が報酬等審議会の意見を聞くべきとする見解を付す根拠でございますが、こちらは、旧自治省自治事務次官通知に示されている、そもそもの特別職報酬等審議会の設置の趣旨にあると理解をしております。こちらについては、修正後のところに記載をしているものを読み上げさせていただきます。「特別職の報酬等について」と題する旧自治省自治事務次官通知によれば、「地方公共団体の特別職の職員の報酬等の額の決定について、第三者機関の意見を聞くことにより、その一層の公正を期す必要があると認められる」ことから、地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関として、特別職報酬等審議会を設置することを求めている。東久留米

市においては、平成15年に設置された審議会以降、本審議会まで審議会が設置されていないにもかかわらず、特別職の職員の額の決定が行われている。本審議会においては、このことについて、国が示す特別職報酬等審議会設置の趣旨に沿っているとは言い難いという点で意見が一致した。

については、特別職全体に係る成果と報酬額の適正化を担保する観点からも、報酬額の適正性について、市長の在任中に最低でも一回は審議会を設置し、定期的に意見を聞くべきであるとの見解を付すものである。」このような附帯意見とすることで、皆様にご議論いただいた内容を取りまとめさせていただきました。

次のページでございます。最後に「附帯意見」の部分で、ページは6ページの下段でございます。「については、その用途について市民への公開を進めることを前提に、東久留米市を除く25市において、最も低額となる直近上位に位置する3市の支給額に合わせ、年額12万円へ引き上げるべきであるとの見解を付すものである。」としておりましたが、こちらの記載ですと、報酬等の額について審議を進める中で、政務活動費の額についても附帯意見に加えることとし、それに付随して、市民への情報公開も要望することとしたところが、市民への情報公開が前面に出てしまう表現となってしまうておりました。

こちらについては、「については、東久留米市を除く25市において最も低額となる直近上位に位置する3市の支給額と同額となる年額12万円引き上げるべきであるとの見解を付すものである。合わせて、政務活動費の用途に関する市民への情報公開についても、内容の充実を図ることを要望するものである。」と記載することで、あくまで報酬の額とそれに付随する形での政務活動費、という形での附帯意見になるのではないかと考えております。

以上、大変雑駁で申し訳ございませんが、説明を終わらせていただきます。質問などございましたら事務局でお答えをさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

【会長】

それでは事務局より、答申案に対する確認書の取りまとめについてご説明いただきました。第3回報酬審議会からこの日までの経緯について、また皆様から改めていただいたご意見について説明がありましたが、何かご意見、ご質問などございますでしょうか。

【委員】

これは事務局への質問だけじゃなくてこの案文に関しての意見もこの場で言っていることでしょうか。

【会長】

はい、お願いします。

【委員】

皆さんに伺っておきたいのですが、最後の附帯意見のところなんですね。値上げするの

は、公開を進めることを前提にするっていうのが、ここでの議論だったような気がするんですね。というのは、皆さんも見て、ここでホームページを見て何を使っているのかわからないっていう話で、上げたときそこが心配だねっていう話だったので、役人の文章の作り方で言えば、ここを切ってしまうと上げるのは上げるよ。後ろの部分はもう自分たちで考えてねっていう書き方に、まさになってるんですね。だからそこはもう我々からすれば、許してあげてるよっていう書き方になっているので、ちょっと私達が議論した温度差とは違うかなって思ったのと、それと、これあくまでも我々の権限じゃなくて附帯意見にすぎないので、あまりここを強く書いたとしても、我々の意見に従う必要は議会側はないわけだから、だからこれは我々の思いをそのままストレートに伝えても、そんなに遠慮しなくてもいいのかなってちょっと思ったんですけど、そこを皆さんの感触を確認したいなというふうに思っております。それ一点です。

【会長】

そうしましたら、先ほどのご意見につきまして、政務活動費の上げるとともに、情報公開するというお話なんですけれども、今回の修正の文章等は、お読みになられた上で、皆様方ご意見等、お気持ちなどございますでしょうか。

【委員】

今の（ ）委員が言ったような案だったんじゃないの。なんか前回の案をもらったとき、住民への公開を進めることを前提にという形でしたよね。それを少し確かに表現上だと緩くなってしまっています。聞いても聞かなくても構わないんだけどそれ言わないとわかんないでしょ。

【総務課長】

今（ ）委員からご指摘があったとおりでございまして、一番初めに前提という書き方で案として前回お配りをしています。ただ、ちょっとこの審議会に課せられたところというのは、あくまで報酬についてというところで議会の在り方についてというところとはまたちょっと違うのかなというところがありまして、ちょっと私の方でこの3回目から4回目の中で答申書を確認していく中で、書き順的に情報公開を求めることが先になってしまうと、ちょっと審議の順序として変わってしまうのかなと思ったので直させていただきます。あくまで報酬を上げる。それに伴って情報公開もちゃんとやってください、という言い方が問われていることへの答えとしては。ただ（ ）委員のおっしゃられたとおり、附帯意見での部分なので、どちらでもといえばどちらでもというところなのかなとは思いますが。

【委員】

まともな公開していないってことだよな。

【総務課長】

これまでもですね、総括表については公表しております。どなたでもホームページから総括表を見ることができるんですけども、その総括表の一つ下に実際の領収書とかそういったもののコピーを申請のときには出していただいているんですね。それは当然議会事務局の方で保管をしまして、開示請求があれば当然すぐ出せる状態で保管はしておりますが、それまで一緒にホームページに公表するということはしていない。例えば通信費にいくらとか書籍の購入がいくらとかっていうところまで確認はできるんですが、その本をどこで買ったかとかいうところまで領収書を見ないとわからないので、そこまでの公表を今の段階ではしてない。そこまでの公表を求めるということをこの審議会でご意見としていただきましたので、それを求める書き方として「前提」とするのか、「合わせて」なのかってところが今、皆様のご議論いただいている点というような説明でよろしいですかね。

【委員】

そこまでは多分求めてないと思うんですよ。ホームページに領収書を掲示するのが一番進んでいていいと思うんですね。ただ、例えば議会のある部屋に行くんですけどね、領収書が置いてあって、どうぞどうぞって書類見れるようになってる。ただ、今、東久留米では一つ一つ情報公開請求を出さないと駄目という状態になっているので、それはちょっと公開の度合いとしては低いんじゃないか、総括表だけがあってですね。この書き方で皆さんの意見はそこまでのいろんなやり方があるだろうけど、ちょっと今のままだと、何に使っているかわからないねって言って、公開のやり方も含めて多分投げたと。そのように私はそう皆さんの意見を理解したんですね。

だから、この「市民への公開を進めることを前提に」と言っても、公開の方法については議会側にある意味任せているわけなので、そこはホームページ上の掲載云々はまだ書いてないのでですね、そこも含めて、何らかの形で公開を一步進めるということ、議会に我々は投げかけた。というふうに理解していたんですけども。

【委員】

よろしいですか。課長がおっしゃった、書き方の順序についてですが、この12万円のところがありますよね。私は民間なんでちょっとわからないんですが、交通費、それから福利厚生費等々になるわけですけど、恥ずかしい話ですが、政務活動費っていうのは何を基準にして政務活動費というんですか。

【総務課長】

いくつか政務活動費としての用途として許されている項目が決まっております、例えば研修への参加費であったりとか、あと書籍を購入する、当然その政策立案に役立つような本でなければなりません、購入する費用だったりとか、もしくはその議員自身が市民の方へ自分の活動実績をお伝えするような活動報告を作成するときの印刷費だったり、そういうものの配布にかかる費用で、そういったものについて政務活動費として認められる

と、そういったような仕組みでございます。

【委員】

議員さんに会うと東久留米は政務活動費が低かって結構言われてるわけですよね。その中で、私どもは何が低いんだろう、何が高いんだろうと。だからそういうふうな情報公開というのは、何を基準にして政務活動費ってあるのかっていうことを踏まえて、市政の新聞とか等々インターネットでもいいですから、このような情報公開をやっていただければ理解できるのかなと思います。

【委員】

よろしいですか。今のおっしゃること、なるほどなと思って聞きました。というのは何に使うかっていうことは条例に漠然と書いてあるんですね。その下に手引きっていうのが置かれているのですが、そのこういうものに使っていいよという細かい手引きはですね東久留米のホームページは出ていないですね。

そういう手引き、こういうものに使ってる使えるよっていう手引きをあげることだって、この措置の中の一つだと思うんですね。そういう形で理解を進めていくことは、おっしゃるように、今は逆にオープンになってないから、何か悪いことしてるんじゃないかっていうような、なんかちょっと思いもあるんだけど、きちっと使ってもらってオープンにしたらうのは確かにいいかもしれません。

【会長】

この部分に関して、その他ご意見といたしますか、お考えはございますでしょうか。

【会長】

そうしましたら、先ほどご意見伺いましておっしゃるところもなるほどなと思ったんですけども、こちらの修正後の文章の、金額を上げることと合わせて情報公開についても、内容の充実を図ることを要望するものであるという記載の仕方について、もう少し強く、メッセージが行くような文面にした方がよろしいか、あるいはこの修正後の文章で、「合わせて」という言葉だけでは届かないのかな。どうかなのかなっていう気もしたんですけども。

さらに強い言葉があった方がよろしいかというご意見ございますでしょうか。他の委員の方からも。

【委員】

政務活動費の話ですが、要望なのですが、市民にわかりやすいような公開をしてほしいと。政務活動費とは何か、から始まっていただいて、市民にご理解を得るような文面にさせていただければいいのかなと思うのですが。要望なので、これをしろってことじゃないので。委員としては、これはあくまで要望であって決定ではないので、そういう書き方でよろしいのではないのでしょうか。

【総務部長】

それを事務局のほうで、加筆する形の方がよろしければ、政務活動費が何なのかっていうところから含めて、一言入れていくかどうかということでもありますけど。

【委員】

これ入れたらまずいのかな。そこだよな。

【総務課長】

実務上といたしましては、今いただいたご意見というのは、議会のホームページのところで政務活動費っていうのはこういうものですよという、もうちょっと細かい内容について周知をするような記載は何もありませんので、そういったものを増やすとか、先ほど（ ）委員がおっしゃられた通り、あの領収書を全てウェブで公開するところまでいなくても、事務局の方に置いていて、要望があれば見られるようにするとか、今いくつかのステップを踏んで情報公開を進めていく方法あるんだろうというご意見は皆様にいただいて、具体としての手続きとしてそういうのがあるんだよということを議会事務局の方にお伝えしていくということは当然それは可能だと思うんです。

それはそれで実務上のお話としてご説明をさせていただくので、今としては政務活動費について詳しく市民の人がどんなものなのかということを知る機会というのは市の方では少なくとも何かそういったものを用意してるわけではないので、そのようなものを用意するということになります。それはそれとしてここでの記載の方法、記述の方法としてはあくまでこの市民の公開を前提にという書き方をしていた方がよろしいか、それとも修正後の例えば「政務活動費の用途に関する情報公開」という書き方をしているところに、「政務活動費の性質や用途に関する市民への情報公開についても内容の充実を図る」というような書き方にさせていただく方がいいのか、どちらがよろしいかと。

今ですと用途に関する市民への情報公開だけなので、どう使ったかについての情報公開を進めなさいよという書き方をしているだけで、今、（ ）委員からいただいたのはそもそも政務活動費って何だっていう、その性質とか位置づけみたいなものも、市民の人に知らせてくださいっていう、ご指摘だったのかなと思いますので、そうするとここに政務活動費の性質や用途に関する市民への情報公開についても内容の充実を図るというような書き方で加えさせていただくと、若干は、ご指摘のところを反映できるのかなと思うんですけども、ただ、そもそも前提というところなのかっていうところの議論とはまたちょっと別の段階での話なのかと思えますけど。

【委員】

政務活動費というものを問題になった国会議員の用途で知ったんだよ。それまでは政務活動費なんて言うのは全然わからなかった。国会の中で政務活動費というものはどういうものかっていうものがあるとすればそれが参考になると思う。恐らく何もないんじゃないかな。なんとなくその政務活動費という議員が自由に使えるお金なんだという認識でい

たのかな。

【総務課長】

東久留米市においては、その政務活動費の使い道ってのはもう元々限定されておりますので、それに従って市議の皆さんも支出をされている。当然支出をされたものについて領収書を添付して申請をして、それが実費で戻ってくるという形なので、使途としては非常にクリアなものになっています。

【委員】

今まで低かったんですね、額が。実際やっぱり活動してなかったということになるのかな。

【総務課長】

活動してなかったということではなくて、市議の方からの意見を聞くとすれば、自腹でやっていたというふうな答えをされるのかなというようには思います。特に東久留米市の議員が仕事をしなかったから政務活動費が低かったということではないと。上限がそこに設定されたからそれ以上は申請ができなかったと。そういうことだというふうには思いません。

【委員】

「前提に」というのが順序が違うということであればですね、「合わせて」という表現は2本立てになっていて、ちょっと条件的になってないんじゃないかというので、表現でカバーできるとすれば、「合わせて」をですね例えば「引き上げに当たっては」とか、「措置をするに際しては」とかそのような表現になるのかなと。

【委員】

もう一点、「その引き上げにあたっては政務活動費の使途に関する市民の理解をより深める措置の充実」とか、そういうふうな今の皆さんの意見を入れてみるとどうでしょうか。

【総務課長】

ちょっとまとめを読み上げさせていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。今いただいたご意見から、修正後についてでございます。「合わせて」のところから、「合わせて」を消す形ではじめから読み上げさせていただきます。「ついては東久留米市を除く25市において最も低額となる直近上位に位置する3市の支給額と同額となる年額12万円へ引き上げるべきであるとの見解を付すものである。引き上げにあたっては、政務活動費の使途に関する市民の理解をより深める措置の充実を図ることを合わせて要望するものである。」このような形ですかね。

【会長】

修正文についてはよろしいでしょうか。

(一同異議なし)

【総務課長】

それではその部分は正式な最終のものについては、そちらの方に書き換えさせていただくようにいたします。

【会長】

その他の部分に関しましては、ご意見ご質問などございますでしょうか。

それでは以上でよろしいでしょうか。

(一同異議なし)

【議題（２）答申について】

【会長】

それでは次第２、「議題（２）答申について」でございます。先ほど議題といたしました「答申案に対する確認書のとりまとめについて」で説明のあった通り、第３回審議会委員皆様からいただいたご意見を反映させた答申案について、改めて皆さんにご確認をいただき、さらに修正が必要と思われる点としていただいたご意見を事務局にて反映させた答申書（案）をお配りしております。

本審議会における答申といたしましては、お手元に配付してある、「東久留米市特別職の報酬等の適正額について（答申）（案）」に先ほどの修正の内容を加味した内容だと思いますが、ご意見ございませんでしょうか。

(一同異議なし)

【会長】

ありがとうございます。それでは「東久留米市特別職の報酬等の適正額について（答申）（案）」の案を削除し、先ほどの修正部分を加えた上で成案とさせていただきます。

【閉 会】

【会長】

それでは、事務局より発言を求められております。事務局どうぞ。

【総務部長】

今回、答申取りまとめに当たりましては、皆様、4回のご審議ということで、貴重なご意見を賜りましてありがとうございました。本日この答申が整いましたのも、委員皆様のご尽力があつてのことと考えております。事務局としても、至らない点等々ございましたけれども、改めて感謝申し上げる次第でございます。

本当にありがとうございました。

【会長】

ありがとうございます。委員の皆様のご尽力をいただきまして、無事にこの審議会を進めることができました。改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは以上をもちまして、第4回東久留米市特別職報酬等審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

終了時刻 午後2時36分